

第7期東神楽町障がい福祉計画 (第3期東神楽町障がい児福祉計画)



「わたしの東神楽」

NPO 法人ゆい・ゆい 太田 誠彦 作

東 神 楽 町

令和6年3月

表紙デザインのコンセプト

作者は東神楽町にある NPO 法人ゆい・ゆいのグループホームに住みながら東神楽のまちを日々感じ、何気ない日々の中で楽しく過ごされています。

重度の知的に障がいがあり、自閉症でもある本人ですが、絵を描くのにクレヨンを力強く塗り描く。模写をしながら、独特の作品を生み出しています。

【 目 次 】

第1章 障がい福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間および見直し	
4 計画の策定にあたって	
第2章 計画推進の基本的な考え方.....	4
1 計画推進の基本方針	
2 令和8年度の目標値について	
第3章 障がい者の現状	11
1 身体障害者手帳交付者数	
2 療育手帳交付者数	
3 精神障害者保健福祉手帳交付者数	
4 難病患者数の状況	
5 障がい福祉サービスおよび 障がい児通所サービス受給者証交付者数	
第4章 障がい福祉サービスの現状と見込量および方策.....	13
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援	
第5章 障がい児通所支援等の現状と見込量および方策.....	21
1 障がい児通所支援サービス	
2 相談支援	
第6章 地域生活支援事業の現状と見込量および方策.....	24
1 相談支援事業	
2 成年後見制度利用支援事業	
3 成年後見制度法人後見支援事業	
4 意思疎通支援事業	
5 日常生活用具給付等支援事業	

6	手話奉仕員養成研修事業	
7	移動支援事業	
8	地域活動支援センター事業	
9	日中一時支援事業	
10	訪問入浴サービス事業	
11	巡回支援専門員整備事業	
第7章	障がい児支援に係る方針	33
1	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
2	障がい児支援のための計画的な基盤整備	
第8章	計画の推進体制	34
1	重点的な取り組み・課題	
2	計画の推進管理	
	サービス等事業所一覧	36
	東神楽町地域自立支援協議会委員名簿	37

第1章 障がい福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨と目的

本町では、障がい者が住みなれた地域社会の中で暮らしていけるよう障がい福祉サービスや生活の場の充実に努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい者を支える環境づくりを推進していくよう、平成 25 年に「東神楽町総合計画」の中で障がい者支援の基本方針を掲げ、障がい者施策の推進に努めるよう策定しています。

これまでの「措置制度」が利用者の自己決定を基本とした「支援費制度」へ改められ、さらに平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、平成 25 年 4 月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に改正され、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような背景および以前の障がい福祉計画を踏まえ、令和5年を目標年とする第6期障がい福祉計画を策定し、障がいがあってもその人らしい自立した生活を送ることが出来るよう支援体制の整備に取り組んできました。

今般、障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律が平成 30 年度から施行され、「障がい児福祉計画」を作成するものと規定されたことから、計画の見直しにあたり、障がい者をとりまく制度の改正に留意しながら、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備をし、より一層の障がい者福祉の向上を目指します。

2 計画の位置づけ

東神楽町障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく国が定める自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定しています。

また、児童福祉法第 33 条に基づく国が定める通所支援および相談支援の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成できると規定されていることから第5期計画より、東神楽町障がい福祉計画と東神楽町障がい児福祉計画を一体のものとして策定しています。

3 計画の期間および見直し

計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

<計画期間>

平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	
第1期計																						
		第2期計																				
			第3期計																			
				第4期計																		
						第5期計																
												第6期計										
																			第7期計			

4 計画の策定にあたって

障がい福祉計画策定にあたり、「障がいに関する町民講座」の開催等を通じ、参加された町民の方々や、「東神楽町地域自立支援協議会実務者会議」において、障がい福祉に関する実務者および当事者団体等代表者等の関係機関が集い、計画に反映するための基礎資料として、本町の障がい福祉の現状と課題について様々なご意見をいただきました。

【主な意見要望】

- ・障がいに関する地域理解の促進について町内会などの地域団体への働きかけが必要。
- ・人材不足、事業所不足でサービスが行き届いていない。
- ・障がい当事者同士の交流の場が少ない
- ・地域の高齢化が進み、障がいの重複化が進んでいる。

- ・計画相談についての理解や認知がない。
- ・事業所が定員に達し町内の障がい者の受け入れができない。
- ・事業所に起業支援を行い、新たな人材受け入れや流出防止を図る。
- ・地域に病院や事業所等社会資源が少ない。
- ・生活の困り感を相談できるところがない。
- ・障がい者雇用がなかなか進まない。
- ・町内に精神病院があるため精神障がい者の支援に向けた連携が図られている。
- ・障がいをもつ当事者間および家族をふくめ、同じ悩みを語り合い、互いに支え合う家族会の活動が活発的に行われている。
- ・地域交流に積極的に参加している事業所がある。

これらの意見を踏まえ、障がいのある方もない方も安心して暮らせる地域づくりを目指し、必要な基本的事項として、以下の事項に努めました。

(1) 障がい福祉計画を作成するための体制整備

学識経験者、保健、福祉および医療関係者、保健福祉団体関係者等により構成された「東神楽町地域自立支援協議会」において、計画内容の検討・協議をしました。

(2) 障がいのある方のサービスの利用実態およびニーズの把握等を踏まえ計画へ反映

地域における障がいのある方の実情および当事者が必要とする福祉サービスの把握を行うため、令和2年度から令和5年までの福祉サービスの利用状況をもとに実態を把握し、分析した結果や自立支援協議会の意見等を参考に次期計画へ反映しました。

第2章 計画推進の基本的な考え方

1 計画推進の基本方針

東神楽町総合計画における基本理念である「障がい者が住みなれた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい福祉サービスや生活の場の充実に努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい者を支える環境づくりの推進に努める」を踏まえるとともに、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実など、次に掲げる基本理念に基づいて、引き続き施策を推進していきます。

また、策定にあたっては、国の障害者基本計画や基本指針、北海道の「第7期北海道障がい福祉計画」とも整合性を図るとともに、地域における障がいのある方の実情などを踏まえ、東神楽町地域自立支援協議会において、計画内容を検討・協議し、計画的に推進していくものとします。

障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある方とない方がともに生きる社会環境づくりを目指すノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者や難病患者等、障がい種別によらない一元化を実施するとともに、ライフステージに応じた多様なニーズに対応するため障がい福祉サービスの充実に図り、障がい者が適切なサービスを利用できるよう制度の周知・情報提供、相談支援体制の強化、整備の推進に努めます。

入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、相談支援の提供体制を確保し、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社

会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。

障がい福祉人材の確保・定着

障がい者への福祉サービスの提供にあたっては、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士といった資格を有する方々は必要不可欠であることから、人材確保・定着に向けた支援に努めます。

障がい者の社会参加を支える取組・定着

障がい者が文化芸術の発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進に努めます。

(1) 障がい者施策の推進

障がい者が住みなれた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい福祉サービスや生活の場の充実に努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい者を支える環境づくりを推進するため各種施策の取り組みを進めます。

(2) 権利擁護の推進

障がいに対する理解の促進を図り、障害者虐待防止法および障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

(3) 地域生活支援体制の充実と拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を確保し、親元から自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、24時間の相談体制等、サービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があり地域生活が維持できる体制整備を促進に向けて、自立支援協議会を活用しながら協議を進めていきます。

また、評価・検証については、自立支援協議会において、その時々課題や取組状況などについて実施していきます。

(4) 意思疎通支援・情報提供の充実

障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーション環境の整備に努めるとともに、誰にとっても有効な情報アクセシビリティの向上を図るため、情報通信機器等に関する情報提供など、普及や利用の促進を図ります。

(5) 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらに在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに

対するサービス提供の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

(6) 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援

発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

(7) 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

(8) 就労支援施策の充実

障がいがあっても、いきいき働くことができるよう、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取り組みを推進するとともに、高齢化等による担い手不足が進む農業分野において、就労や社会参画の実現に向けた「農福連携」を進めます。

(9) 人材の育成・確保およびサービスの質の向上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努め、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等および通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

(10) 安全確保に備えた地域づくりの推進

ア) 関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民等との共生による支援体制づくりを進めます。

イ) 災害時等に自分ひとりで、もしくは家族の力だけで避難できない障がい者等の要支援者が、地域において避難支援を受けられる体制が必要なため、令和2年8月に策定した避難行動要支援者支援計画(全体計画)に基づき、個々の障がいのある方が、その特性に応じた避難行動ができるよう避難支援者等の確保および福祉避難所の充実に向けた整備を推進していきます。

ウ) 新型コロナウイルス感染症がインフルエンザ同様、5類感染症に位置づけられましたが、障がい者支援施設等における、感染対策の徹底等、引き続き道や関係団体等と連携し対応します。

(11) 当事者・家族会等の推進

病気への正しい理解や偏見を無くすための啓発活動、家族相互の情報交換、学習会等の活動を行い、生活課題の解決や本人を地域で支えるアウトリーチ(訪問による福祉や医療などの支援)へのつなぎを推進します。

※ノーマライゼーション:誰もが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方

※ライフステージ:人の一生が年代にともない変化していく段階。少年期・青年期・壮年期・老年期等

※インフォーマルサービス:公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の支援のこと

※アクセシビリティ:障がい者等も含めたあらゆる人が、どのような環境(うるさい場所や、暗い場所、逆に明るい場所など)においても柔軟に Web サイトを利用できるように構築すること

2 令和8年度の目標値について

障がいのある方の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービス等および障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に目標を設定します。

目標値については、国の基本指針に基づき設定することになっていますが、目標値の設定にあたっては現状を踏まえ設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行目標

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、令和8年度末における地域生活へ移行する人の目標値を設定します。

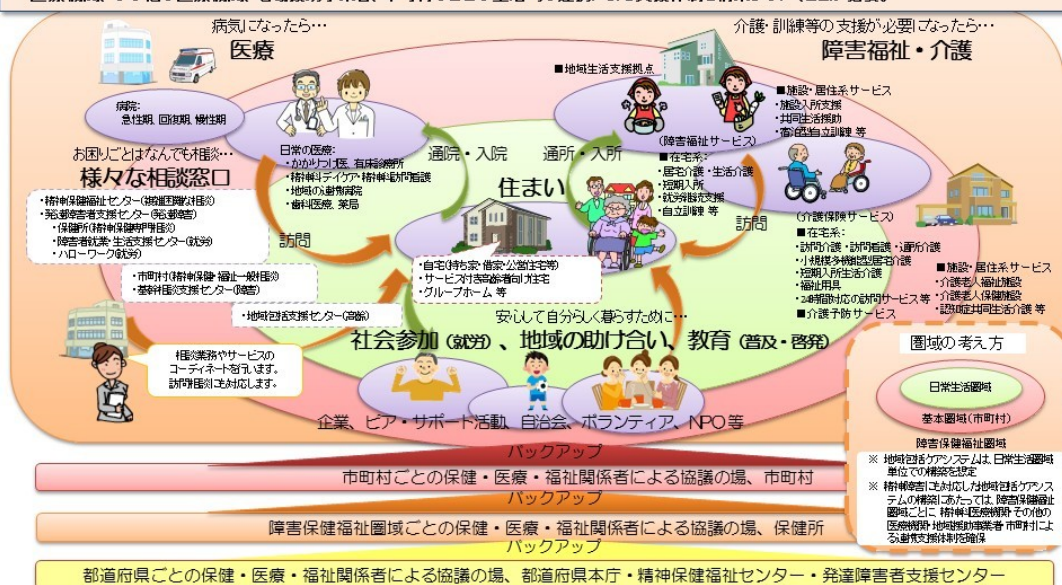
項目	数値	備考
施設入所者数	13人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活への移行者数 【目標値】	0人	施設入所者の地域生活への移行希望があった人数を設定(国:6%以上)
減少見込数	0人	施設入所者の意向を踏まえ勘案し設定(国:5%以上)
施設入所者数	13人	令和8年度末の施設入所者数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員とし安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向けて、相談支援業務に関し必要な支援を実施できる体制づくりを進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



ア) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

保健、医療、福祉関係者による協議の場として、上川中部圏域地域生活移行支援協議会や東神楽町地域自立支援協議会を活用することとします。

イ) 精神病床における1年以上長期入院患者数

地域の実情を勘案し、現段階では具体的な数値目標として計上することが困難であることから、適宜目標値の設定および計画へ反映をすることとします。

ウ) 精神病床における早期退院率

地域の実情を勘案し、現段階では具体的な数値目標として計上することは困難であることから、適宜目標値の設定および計画へ反映をすることとします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、町では面的整備を進め、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験・交流の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

令和2年度6月から障がいや病気のある方々が安心して人に会い、交流・活動できる場として「移動サロンふらわーく」を開設し、(あわせてピアサポート活動支援の推進に取り組んでいます。)地域生活への移行に向けた内容の充実と利用者の増加を図ってまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労へ移行する人の目標値を設定します。

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
一般就労移行者数	0人	令和3年度に福祉施設を終了し、一般就労した人の数
年間一般就労移行者数 【目標値】	2人	令和3年度における移行実績の1.28倍以上

i) 就労移行支援事業における年間一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
令和3年度一般就労移行者数	3人	ア)のうち令和3年度に就労移行支援事業所を利用した人の数
年間一般就労移行者数 【目標値】	4人	令和3年における移行実績の1.31倍以上

ii) 就労継続支援 A 型事業における年間一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
令和3年度一般就労移行者数	0人	ア)のうち令和3年度に就労継続支援 A 型事業所を利用した人の数
年間一般就労移行者数 【目標値】	1人	令和3年における移行実績の1.29倍以上

iii) 就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考
令和3年度一般就労移行者数	0人	ア)のうち令和3年度に就労継続支援 B 型事業所を利用した人の数
年間一般就労移行者数 【目標値】	1人	令和3年における移行実績の1.28倍以上

イ) 就労定着支援事業のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合

項 目	数 値	備 考
就労定着率7割以上の事業所の割合	25%	就労移行支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置において未実施のため近隣市町と連携します。また、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

イ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保においては、近隣市町の事業所を広域利用することとします。

ウ) 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置においては、既存の東神楽町地

域自立支援協議会を活用することとします。

(6)相談支援体制の充実・強化等

サービスが必要と考えられる場合においては、基幹相談支援センターと積極的な情報共有を図るなどして、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(7)障がい福祉サービス等の質の向上

指定障がい福祉サービス事業所に対し、道が実施する指導監査の成果を共有のほか、町の協議会や基幹相談支援センターが開催している研修会等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

第3章 障がい者の現状

1 身体障害者手帳交付者数

身体障害者手帳の交付者数は、令和5年11月末現在で 402 人となっており、うち上下肢に障がいのある人が 199 人と 49.5%を占めています。

(単位:人)

級	肢体	体幹	視覚	聴覚	心臓	腎臓	直腸	呼吸器	言語	肝臓	計
1	26	3	6	0	49	26	0	3	0	0	113
2	39	6	9	4	0	0	0	0	1	0	59
3	31	2	0	4	12	0	0	1	2	0	52
4	63	0	2	12	10	1	20	1	3	0	112
5	30	3	2	1	0	0	0	0	0	0	36
6	10	0	2	17	0	0	0	0	0	0	30
計	199	14	22	38	71	27	20	5	6	0	402

自立支援医療(更生医療)受給者証交付者数

更生医療受給者は30名となっています。

(単位:人)

下肢障がい者	腎臓機能障がい者	計
2	28	30

2 療育手帳交付者数

療育手帳の交付者数は、令和5年11月末現在 129 人で、A判定(重度・最重度)が 29.5 %、B判定(軽度・中度)は 70.5 %の割合となっています。

(単位:人)

級	A	B	計
	38	91	129

3 精神障害者保健福祉手帳交付者数

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和5年11月末現在 72 人となっています。

(単位:人)

級	1	2	3	計
	5	36	31	72

自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付者数

精神医療機関での受診者も138人となっており、年々増加しています。

4 難病患者数の状況

原因不明で治療法が未確立である疾病を難病といい、治療が極めて困難で、経過が慢性に渡り、介護者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる33疾患(国)と9疾患(北海道)を指定難病として医療費の助成がされています。

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がいの対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

現在難病等の患者においては、125人となっています。

5 障がい福祉サービスおよび障がい児通所サービス受給者証交付者数

障がい福祉サービス受給者証の交付者数は、令和5年11月末現在89人、障がい児通所サービス受給者証の交付者数は76人となっており、年々増加しています。

第4章 障がい福祉サービスの現状と見込量および方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に自宅で訪問により受けられるサービスです。

第7期計画より国による指針の見直しにより各種サービス毎の見込量となります。

(1) 現状

訪問系サービスの利用について、コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、居宅介護が減少しています。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

① 居宅介護

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	-	-	-	12	12	12
利用時間(時間/月)計画	-	-	-	670	670	670
利用者数(人)実績	13	12	10	-	-	-
利用時間(時間/月)実績	826	661	523	-	-	-

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的、精神障がい者で常時介護を必要とする人に、入浴・排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活等に関する相談および助言、その他生活全般にわたる援助ならびに移動中の介護を総合的に行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

③ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	-	-	-	2	2	2
利用時間(時間/月)計画	-	-	-	45	45	45
利用者数(人)実績	2	1	1	-	-	-
利用時間(時間/月)実績	32	50	45	-	-	-

④ 同行援護

視覚障がいがあるために移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供

や移動の援護等の外出支援を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	-	-	-	3	3	3
利用時間(時間/月)計画	-	-	-	120	120	120
利用者数(人)実績	2	2	3	-	-	-
利用時間(時間/月)実績	117	120	114	-	-	-

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人(区分6以上)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

(3)サービス見込量の確保方策

①訪問系サービスを担うヘルパーの不足を補うため、引き続き町内におけるヘルパー養成・確保の推進に努めます。

②行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援は、サービス提供事業所が町内にないため、サービス内容や対象などについての十分な情報を提供するとともに、利用動向を的確に把握しながら、実施事業所の確保に努めます。

③本計画に定めるサービス見込量については、目標量について試算を行いました。これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況や障がい者の意見を反映して相談支援のもとサービス利用計画に基づき必要なサービスを着実に提供していきます。

④障がい者に、引き続き広報やホームページ、パンフレット等によりサービスの情報提供・相談支援の強化を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

(1)現状

日中活動系サービスの利用については、ほぼ横ばい傾向にあります。

(2)各種サービスの内容、実績値・計画値

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	29	29	29	29	29	29
利用量(人日/月)計画	504	504	504	600	600	600
利用者数(人)実績	26	29	29	-	-	-
利用量(人日/月)実績	596	585	598	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

②自立訓練(機能訓練)

身体障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	0	0	0	1	1	1
利用量(人日/月)計画	0	0	0	20	20	20
利用者数(人)実績	0	1	1	-	-	-
利用量(人日/月)実績	0	22	13	-	-	-

④就労選択支援

障がい者をご自身に合った働き方を実現できるよう、各人の希望、能力、障がいの状況などに応じた支援等を行います。

令和6年度新設のサービスであり、今後、障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

⑤宿泊型自立訓練

知的障がい者または精神障がい者に対して、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、夜間居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援等を実施します。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

⑥就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	1	1	1	3	3	3
利用量(人日/月)計画	13	13	13	55	55	55
利用者数(人)実績	2	3	2	-	-	-
利用量(人日/月)実績	47	68	43	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑦就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	3	3	3	3	3	3
利用量(人日/月)計画	49	49	49	60	60	60
利用者数(人)実績	3	2	2	-	-	-
利用量(人日/月)実績	68	53	51	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑧就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な障がい者や一定の年齢に達している障がい者に、雇用契約を結ばずに、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識および能力の向上、維持を図るサービスです。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	34	35	35	35	35	35
利用量(人日/月)計画	476	490	490	805	805	805
利用者数(人)実績	31	31	35	-	-	-
利用量(人日/月)実績	805	805	805	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑨就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

⑩療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の援助を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	3	3	3	2	2	2
利用者数(人)実績	2	2	2	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑪短期入所(福祉型)

介護者が病気の場合などに夜間、短期間も含めて、障がい者支援施設等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	10	10	10	10	10	10
利用量(人日/月)計画	50	50	50	190	190	190
利用者数(人)実績	7	7	8	-	-	-
利用量(人日/月)実績	208	180	170	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑫短期入所(医療型)

介護者が病気の場合などに夜間、短期間も含めて、障がい者支援施設等で医療的なケアが必要な障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

(3) サービス見込量の確保方策

①本計画に定めるサービス見込量については、目標量について試算を行いましたが、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況や障がい者・児の意見を反映して計画相談のもとサービス利用計画に基づき必要なサービスを着実に提供していきます。

また、各サービスの種類や内容について、広報やホームページ、パンフレット等によりサービスの情報提供や相談支援の強化を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

②生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労継続支援A型、就労定着支援、療養介護、短期入所(医療型)は、サービス提供事業所が町内にないため、他市町と連携調整を図るとともに、関係機関、事業者と連携強化に努め、利用動向

を的確に把握しながら、実施事業者の確保に努めます。

③就労支援(就労移行、就労継続支援 B 型)については、町内では、NPO法人ゆい・ゆい、NPO法人まこと、合同会社 エイト(クリエイト)が実施しています。

障がい者の就労を積極的に進めるには、就労の場が必要であるため、事業所や労働関係機関と連携を図りながら、町内企業に障がい者に対する理解と認識を持ってもらい、障がい者の受け入れについて協力していただけるよう働きかけていきます。

④短期入所(福祉型)については、町内では社会福祉協議会で利用が可能です。今後も障がい者等がサービスを利用できるよう受け入れ先等を把握しながら、事業者と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

(1)現状と課題

居住系サービスの利用については、横ばい傾向にありますが、計画的な整備について国・北海道の動向を踏まえながら検討します。

グループホームは、NPO法人ゆい・ゆいが2棟の施設をサービス提供しています。

施設入所支援の利用者は、入所施設が町内にないため他市町で利用されていますが、今後は緊急用の短期入所施設の整備について、検討していくとともに国および北海道の方針に沿って地域生活への移行を進めていきます。

また、制度の周知や相談支援の強化について努めていきます。

(2)各サービスの内容、実績値・計画値

①自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

②共同生活援助

共同生活援助(グループホーム)は、知的障がい者および精神障がい者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

また、入浴、排せつ、食事の介護が必要な方に対しては、グループホームの体制によっては職員がサービスを提供または委託契約先の居宅介護事業所がサービスを行います。直近3か年の状況を踏まえ次期利用者数を見込みます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	15	16	16	17	17	17
利用者数(人)実績	17	16	17	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

③施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供しています。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	14	14	14	14	14	14
利用者数(人)実績	14	14	13	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

①町内には、入所施設がないため、他市町と連携調整を図るとともに、関係機関、事業者と連携強化に努め、利用動向を的確に把握しながら、実施事業者の確保に努めます。

②本計画に定めるサービス見込量については、目標量について試算を行いましたが、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況や障がい者の意見を反映して計画相談のもとサービス利用計画に基づき必要なサービスを着実に提供していきます。

また、各種サービスや内容について、広報やホームページ、パンフレット等により情報提供や相談支援の強化を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

4 相談支援

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うものです。

(1) 現状

計画相談支援については、すべての対象者について実施しています。

また、計画相談支援に加え、モニタリングがより一層増えてきており、相談支援専門員の人員不足の解消に向けて検討が必要です。

(2) 各サービスの内容、実績値・計画値

①計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。

また、支給決定時のサービス等利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	5	5	5	20	20	20
利用者数(人)実績	20	18	21	-	-	-

※令和5年度は、3月の実績を見込んでいます。

②地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

地域移行支援は、障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者や精神病院に入院している精神障がい者、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者の地域生活移行に向けた支援をするため、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や同行支援を行います。

地域定着支援は、地域移行支援等により、居宅で一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者の緊急の事態等に相談や訪問等による支援を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

(3) サービス見込量の確保方策

①現在、町内において計画相談支援および障がい児相談支援を行うための指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者は、東神楽町・東川町児童相談支援事業所と社会福祉法人東旭川宏生会相談支援事業所があります。相談支援事業は、東川町にある事業者NPO法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川に委託しています。

また、町においても引き続き相談支援専門員の人材育成に努めます。

②地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、指定一般相談支援事業者が行うこととなりますが、利用者の需要に応じて提供できるように、情報提供に努めます。

第5章 障がい児通所支援等の現状と見込量および方策

1 障がい児通所支援サービス

通所支援サービスは、日常生活や集団生活のために必要な指導等で発達や自立を支援するサービスです。

(1) 現状

通所支援サービスの利用については、増加傾向にあります。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

① 児童発達支援

未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他、必要な指導を行います。

現在町内には、東神楽町・東川町子ども発達支援センター、じゃんぷ東神楽の施設があり児童が利用しています。

② 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

③ 医療型児童発達支援

福祉サービスとしての児童発達支援にあわせて、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

④ 放課後等デイサービス

就学中の児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための指導や、地域社会との交流促進などを行います。

現在町内には、東神楽町・東川町子ども発達支援センター、じゃんぷ東神楽の施設があり児童が利用しています。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童を対象にして、施設に支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

現在町内には、東神楽町・東川町子ども発達支援センターの施設があり児童が利用しています。

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

		第6期計画			第7期計画		
年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童 発達 支援	利用者数(人)	30	30	30	30	30	30
	利用量 (人日/月)計画	86	86	86	160	160	160
	利用者数 (人)実績	24	27	24	-	-	-
	利用量 (人日/月)実績	126	145	193	-	-	-
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	利用者数(人) 計画	45	45	45	55	55	55
	利用量 (人日/月)計画	362	362	362	800	800	800
	利用者数 (人)実績	58	53	54	-	-	-
	利用量 (人日/月)実績	835	772	761	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

①本計画に定めるサービス見込量については、目標量について試算を行いました。これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況や障がい児の意見を反映して計画相談のもと障がい児支援利用計画に基づき必要なサービスを着実に提供していきます。

また、各種サービスや内容について、広報やホームページ、パンフレット等によりサービスの情報提供や相談支援の強化を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

②児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援については、町内では、東神楽町・東川町子ども発達支援センターおよびじゃんぷ東神楽での利用が可能のため、今後も利用者がサービスを利用できるよう事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。(※保育所等訪問支援は、東神楽町・東川町子ども発達支援センターのみ利用が可能)

また、他市町の事業者とも連携調整を図るとともに、関係機関、事業者と連携強化に努め、利用動向を的確に把握しながら、実施事業者の確保に努めます。

③医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援は、サービス提供事業者が町内にないため、他市町と連携調整を図るとともに、関係機関、事業者と連携強化に努め、利用動向を的確に把握しながら、実施事業者の確保に努めます。

2 相談支援

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うものです。

(1)現状

計画相談支援については、すべての対象者について実施しています。

また、計画相談支援に加え、モニタリングがより一層増えてきており、相談支援専門員の人員不足の解消に向けて検討が必要です。

(2)各サービスの内容、実績値・計画値

①障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援サービスの支給決定前に、障がい児支援利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。

また、支給決定時の障がい児支援利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)計画	29	29	29	85	85	85
利用者数(人)実績	85	82	80	-	-	-

※令和5年度は、3月の実績を見込んでいます。

(3)サービス見込量の確保方策

①現在、町内において障がい児相談支援を行うための指定障害児相談支援事業者は、東神楽町・東川町児童相談支援事業所があります。

なお、相談支援体制の充実・確保のために、町においても引き続き相談支援専門員の人材育成に努めます。

第6章 地域生活支援事業の現状と見込量および方策

1 相談支援事業

障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助、権利擁護のための必要な援助を行います。

(1) 現状

相談支援事業は、NPO法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川へ業務委託し、効率的かつ効果的な相談支援に取り組んでいます。

また、相談支援専門員の人員確保について引き続き取り組みます。

(2) 各サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、これまでと同様、NPO法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川の委託による1箇所を見込みます。

(ア) 相談支援事業

障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止、権利擁護のために必要な支援を行います。

また、地域における障がい者を支えるネットワーク構築のため、東神楽町地域自立支援協議会を利用し、相談支援事業の円滑な実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

(イ) 相談支援事業機能強化事業

相談支援の適切かつ円滑な実施のため、専門職員を配置して、相談支援機能の強化を図ります。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 計画	1	1	1	1	1	1
実施箇所数 実績	1	1	1	-	-	-

(3) サービス見込量の確保方策

東神楽町健康ふくし課とNPO法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川を相談窓口として、町内事業所との連携を深めていきます。今後も、気軽に利用できるような相談窓口を目指し、町民への情報提供を行い、ニーズに合った適切なサービス提供に努めます。

東神楽町地域自立支援協議会が中心となり、地域の相談支援体制や事業所間のネットワーク構築に努め、相談支援事業の強化を図ります。

2 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申し立てに要する経費および後見人等の報酬を助成します。

(1) 現状

支援の具体的内容は、家庭裁判所に対して行う申し立てや、町長申し立てに要する費用の負担、家庭裁判所が決定した後見人報酬の助成があるので、その対象者も「後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方」とされています。

(2) 各サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、令和5年度に実績があり、今後も需要が見込まれるため、令和8年度までに1人を見込みます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量(人) 計画	1	1	1	1	1	1
利用量(人) 実績	0	0	1	-	-	-

(3) サービス見込量の確保方策

知的障がい者または精神障がい者が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、近隣1市8町で上川中部定住自立圏域成年後見推進事業を活用して旭川成年後見支援センターと連携して相談や支援に努めます。

今後も引き続き申し立てに要する経費および後見人等への報酬の助成をするための費用を予算化していきます。

また、サービス内容等について、広報やパンフレット等により情報提供に努めます。

3 成年後見制度法人後見支援事業(成年後見制度普及啓発事業)

成年後見制度における後見等の業務や適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、制度の普及啓発を行うことで、障がい者の権利擁護を図ります。

(1) 現状

支援の具体的内容が、法人後見実施のための研修や組織体制の構築、活動のための支援となっており、後見等の業務を適切に行うことができる法人が円滑に法人後見業務を実施できるように近隣1市8町で上川中部定住自立圏域成年後見推進事業を活用して、旭川成年後見支援センターと連携しながら事業を実施していきます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和5年度までサービスの利用実績はありませんが、今後は障がい者のニーズに基づき、サービス提供を実施していきます。

(3) サービス見込量の確保方策

知的障がい者または精神障がい者が成年後見制度を円滑に利用することができるよう近隣1市8町で上川中部定住自立圏域成年後見推進事業を活用して、旭川成年後見支援センターと連携しながら相談や支援に努めます。

なお、任意事業である成年後見制度普及啓発事業を旭川成年後見支援センターと連携して活用し、制度の理解および利用促進のための普及啓発を行うことによって障がい者の権利擁護が図られるように努めていきます。

また、権利擁護については、制度の周知や講演会実施の強化について努めていきます。

4 意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の派遣を行います。

(1) 現状

意思疎通支援事業は市町村事業のため事業内容は自治体によって異なりますが、本町の場合は北海道ろうあ連盟に委託をして実施しています。

今後も北海道ろうあ連盟と協力して本事業の活用に努めます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

第6期計画においても1人の実績があり、今後も同様の需要が見込まれるため、利用動向を的確に把握しながら実施していきます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量(人) 計画	1	1	1	1	1	1
利用量(人) 実績	0	0	1	-	-	-

(3) サービス見込量の確保方策

業務委託契約を結んでいる北海道ろうあ連盟と連携を密にし、利用意向に対応できる体制を強化します。

点字・朗読ボランティア、手話・要約筆記ボランティアの確保に努め、意思疎通を図ることが困難な障がい者等の要望があった場合には、迅速に対応できるように体制整備に努めます。

5 日常生活用具給付等支援事業

重度障がい者に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費用の一部を助成します。

(1) 現状

多様な品目を扱っており、用具の規格や価格については、過去に国が定めたものに基

本的に準拠していますが、障がい者の真のニーズには足りないという指摘もあるため、利用者の生活向上に資する事業となるようニーズの把握に努め、事業の充実を図ります。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、令和3年度～令和5年度までの利用実績に基づき見込んでいます。

① 介護・訓練支援用具

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給付件数(人/年)計画	1	1	1	1	1	1
給付件数(人/年)実績	0	0	0	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

② 自立生活支援用具

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給付件数(人/年)計画	2	2	2	2	2	2
給付件数(人/年)実績	4	2	2	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

③ 在宅療養等支援用具

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給付件数(人/年)計画	1	1	1	3	3	3
給付件数(人/年)実績	3	3	3	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

④ 情報・意思疎通支援用具

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給付件数(人/年)計画	1	1	1	3	3	3
給付件数(人/年)実績	0	0	3	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑤ 排せつ管理支援用具

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給付件数(人/年)計画	284	292	300	310	310	310
給付件数(人/年)実績	288	282	306	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

⑥居宅生活動作補助(住宅改修費)

サービス利用実績はこれまでありませんが、今後、利用推進に向けて取り組んでまいります。

(3)サービス見込量の確保方策

障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具の購入を必要とする人に対して、費用の一部を助成しています。

今後も、サービス内容や対象品目などについて十分な情報収集および提供に努めます。

6 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

(1)現状

手話通訳養成研修の受講希望があることから、令和2年度より近隣1市8町で構成する上川中部定住自立圏域事業にて実施しています。

(2)各種サービスの内容、実績値・計画値

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量(人) 計画	1	1	1	15	15	15
利用量(人) 実績	10	11	12	-	-	-

(3)サービス見込量の確保方策

手話通訳養成研修は、近隣1市8町で構成する上川中部定住自立圏域の事業にて実施し、一人でも多くの人を受講できるよう努めていきます。

7 移動支援事業

屋外での移動や外出が困難な障がい者に対して、社会通念上必要不可欠な外出や社会参加のための移動を支援します。(通院介助や行動援護などの自立支援給付の対象とならないケースを対象とします。)

(1)現状

対象となる外出は「社会生活上不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出」となっており、「通学、通勤、通所」といった恒常的な利用となるものは特別な事情がある場合以外は対象としておりません。

利用者のニーズや事業者の実態把握に努め、事業内容については障がい者本人などの状況に応じた実施ができるよう検討していきます。

(2)各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、令和3年度～令和5年度までの利用実績に

基づき見込んでいます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用箇所数(箇所)計画	7	7	7	7	7	7
利用箇所数(箇所)実績	6	7	7	-	-	-
利用人数(人/月)計画	15	15	15	12	12	12
利用人数(人/月)実績	12	12	12	-	-	-
利用時間(時間/月)計画	390	390	390	260	260	260
利用時間(時間/月)実績	233	323	260	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

現在、主に利用されている事業所として町内では、社会福祉協議会、NPO法人ゆい・ゆいの2箇所と町外では、旭川市内3箇所となっています。利用者のニーズがある中、移動支援事業所が少なく、支援が受けられない状況もあるため東神楽町地域自立支援協議会での協議検討や利用者動向を把握し、事業者と連携を図りサービスの内容等について情報提供に努めます。

8 地域活動支援センター事業

障がい者の創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動を提供します。

(1) 現状

地域活動支援センターは、町内には事業所はありませんが、旭川市内の事業所2箇所を利用しています。障がい者のニーズも増えてきていることから、今後も継続していきます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、これまでに5人の実績があり、今後も同様の需要が見込まれるため、令和8年度までに5人を見込みます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用箇所数(箇所)計画	2	2	2	2	2	2
利用箇所数(箇所)実績	2	2	2	-	-	-
利用人数(人/月)計画	5	5	5	5	5	5
利用人数(人/月)実績	32	9	60	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

現在、旭川市内の地域活動支援センター2箇所で利用可能です。今後も利用者の支

援を継続していきます。

9 日中一時支援事業

介護家族等の負担軽減を図るため、障がい者等を日中において一時預かり、見守るとともに、社会適応訓練等を実施することにより、障がい者の日中活動の場を提供します。

(1) 現状

町内には、児童を対象にした事業所はありませんが、旭川市内にある4箇所の事業所が主に利用されています。

今後も近隣市町の事業所と連携し事業所確保に努めます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度での第7期計画の見込量は、令和3年度～令和5年度までの利用実績に基づき見込んでいます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用箇所数(箇所)計画	4	4	4	5	5	5
利用箇所数(箇所)実績	7	4	4	-	-	-
利用人数(人/月)計画	13	13	13	25	25	25
利用人数(人/月)実績	27	23	25	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

町内には、児童を対象とした事業所はありませんが、旭川市内にある18箇所の事業所が利用できます。

今後も利用者の動向を十分に把握するとともに事業所と連携して受け入れ体制等環境整備に努めていきます。

10 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持および心身機能の維持等を図ることにより生活の支援を提供します。

(1) 現状

訪問入浴サービス事業は、町内に事業所はありませんが旭川市内の事業所1箇所に於いて利用できます。障がい者のニーズを踏まえ、今後も継続していきます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、令和3年度～令和5年度までの利用実績に基づき見込んでいます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用箇所数(箇所)計画	1	1	1	1	1	1
利用箇所数(箇所)実績	1	1	1	-	-	-
利用人数(人/月)計画	2	2	2	2	2	2
利用人数(人/月)実績	1	1	1	-	-	-

※令和5年度は、令和5年4月～10月までの実績と残り5ヵ月の実績を見込んでいます。

(3) サービス見込量の確保方策

今後も利用者の動向を十分に把握するとともに事業所と連携して、受け入れ体制等環境整備に努めていきます。

11 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

(1) 現状

巡回支援専門員整備事業は、平成29年度から東神楽町・東川町子ども発達支援センターで取組み、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言の支援を行います。専門員は、現在、専門機関等から派遣された作業療法士(OT)等で実施しており、各種ニーズがあることから、今後も継続していきます。

要望するケースが増える傾向にありますが、巡回支援を行う専門機関も人材不足のため、実施回数の拡充には応じられない状況であります。

なお、平成31(令和元)年度より言語聴覚士(1名)を雇用することができたことから、専門機関等から派遣された言語聴覚士と連携して保護者等への専門的助言などを今後も継続していきます。

(2) 各種サービスの内容、実績値・計画値

令和8年度までの第7期計画の見込量は、令和3年度～令和5年度までの利用実績に基づき見込んでいます。

年 度	第6期計画			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 計画	1	1	1	1	1	1
実施箇所数 実績	1	1	1	-	-	-

(3) サービス見込量の確保方策

東神楽町・東川町子ども発達支援センターにおいて、保育所、幼稚園等で計画的に巡

回を行い、助言・指導を行います。

今後も保護者、保育所等職員・指導者等からの要望や対象児の動向を十分に把握するとともに専門員の確保、保育所等と連携して受け入れ体制の充実、また、保育所等訪問支援等の適切な支援へと結び付けられるように努めていきます。

第7章 障がい児支援に係る方針

1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づき、居宅介護や行動援護、短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援のサービス等、専門的な支援の確保、教育、保育等の関係機関とともに東神楽町・東川町子ども発達支援センターと連携を図り、障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保するための取り組みを進めます。

2 障がい児支援のための計画的な基盤整備

① 子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策および子育て支援センター事業との緊密な連携を図るとともに、東神楽町・東川町子ども発達支援センターと連携体制を確保するよう努めます。

② 教育との連携

障がい児支援が適切に行われるように、就学時および卒業時における支援が円滑に移行されるために【えんじん】のファイルを出生時期から活用して、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校、東神楽町・東川町子ども発達支援センター、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい福祉サービスを提供する事業所等および指定障害児相談支援事業者が緊密な連携を図ることができるよう町として取り組むとともに、教育委員会との連携体制を確保するよう努めます。

③ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な障がい児に対する基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき、協働する総合的な支援体制を旭川肢体不自由児総合療育センター・北海道療育園と連携を図るよう努めます。

虐待を受けた障がい児等に対しては、児童相談所と連携し、障がい児入所施設において療育や心理的なケアの提供を受け、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう努めます。

第8章 計画の推進体制

1 重点的な取り組み・課題

第7期計画は、学識経験者、保健・福祉および医療関係者、保健福祉団体関係者により構成された「東神楽町地域自立支援協議会」において、計画内容を検討・協議し、本計画を地域の実情に即した実効性のあるものとするよう努めていきます。

(1) 相談体制の充実・強化を図る

NPO法人ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく東川は、相談支援専門員を配置し、総合的な相談支援や困難事例への対応、町やサービス事業者等との連絡調整を行うなど、相談窓口を巡回的に設け、相談体制の充実・強化を図ります。

(2) 利用者が望むサービスの提供

すべての障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、ライフステージに応じて障がい者自身が望むサービスが利用できるよう、町や相談支援事業所・事業者等がサービスの量・質を確保するとともに、情報収集やニーズを十分把握してサービスを提供できる体制の整備・充実を図ります。

(3) 制度の周知を図る

障がいに応じたサービスを提供するため、利用者に各種サービスの周知を行い、制度を理解していただく必要があります。

そのため、広報紙、ホームページ、パンフレットを活用し、相談支援事業所と連携を図りながらサービスの周知徹底を図るほか、制度改正の情報などは速やかに利用者や事業者提供を行います。

(4) 就労の場の拡大、日中活動の場の確保を図る

障がい者の一般就労移行や就労の場の拡大など関係機関との連携を図り、地域全体で雇用の場の確保に努めます。

また、就労までに繋がらない障がい者の日中活動の場の確保に努めます。

(5) 移動支援の確保を図る

障がい者が利用できる移動支援事業所が少ないこともあり受けられない状況もあるため東神楽町地域自立支援協議会での協議検討や近隣市町の事業所と連携し事業所確保に努めます。

(6) 発達障がい児(者)への支援に努める

障がい児支援が適切に行われるために、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的支援が必要です。

そのため、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校、東神楽町・東川町子ども発達支援センター、障がい児入所施設、障がい福祉サービス事業所等、相談支援事業所が緊密な連携を図るとともに、行政においても教育委員会や関係部局との連携体制を確保します。

(7) 災害時の支援

災害発生時において、支援が必要な要支援者に適切かつ速やかな避難支援を行うため、令和2年8月に避難行動要支援者支援計画(全体計画)を策定し、個別計画の整備により避難支援等関係者への情報提供を引き続き実施し、その特性に応じた避難行動ができるよう避難支援者等の確保に努めます。

(8) 障がい者の虐待防止

障害者虐待防止法により市町村においては、体制の整備、関係機関職員の資質向上、通報義務等の必要性について必要な広報・啓発活動等の実施や、関係機関との連携を図り、必要に応じケース支援会議を開催するなどして虐待の防止や早期発見等の取り組みを強化していきます。

(9) 地域生活支援体制の充実と拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を確保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、24時間の相談体制等、サービス拠点の整備およびコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等の整備が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があり、特に緊急時の受け入れ対応体制の確保において、ショートステイの受け入れ体制を強化していきます。

(10) 権利擁護の推進

権利擁護については、制度の周知や講演会実施の強化について努めていきます。

2 計画の推進管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされたことからPDCAサイクルを導入し、本計画の着実な推進のため、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策および関連施策の動向を踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講ずることとします。

中間評価の際には、東神楽町地域自立支援協議会等にて意見を聞くとともに、その結果について公表するよう努めていきます。

サービス等事業所一覧

	サービスの種類	事業所名	住所
1	居宅介護・重度訪問介護	東神楽町ホームヘルプサービスセンター	東神楽町南2条東1丁目4番2号
2	居宅介護・重度訪問介護・就労移行支援・就労継続支援B型・日中一時支援事業	ケンセイシャレバレッジ	東神楽町北2条西3丁目254番地73
3	重度訪問介護	訪問介護事業所 ほがらか	東神楽町ひじり野北1条1丁目1番1号
4	短期入所	東神楽町特別養護老人ホームアゼリアハイツ	東神楽町南2条東1丁目4番1号
5	就労継続支援B型	ゆい・ゆい本舗	東神楽町ひじり野北1条3丁目1番3号
6	就労継続支援B型	クリエイト	東神楽町北1条西1丁目8番5号
7	共同生活援助(グループホーム)	おんぷ	東神楽町ひじり野南1条3丁目1番6号
8	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	東神楽町・東川町子ども発達支援センター	東神楽町19号北区画外1番地
9	児童発達支援・放課後等デイサービス	じゃんぷ東神楽	東神楽町北2条東2丁目5番7号
10	計画相談支援・障害児相談支援事業	東神楽町・東川町児童相談支援事業所	東神楽町19号北区画外1番地
11	計画相談支援・障害児相談支援事業	こころん相談室	東川町東町1丁目7番21号
12	移動支援事業	東神楽町社会福祉協議会	東神楽町南2条東1丁目4番2号
13	移動支援事業	特定非営利活動法人ゆい・ゆい	旭川市神楽岡8条4丁目3番4号

東神楽町地域自立支援協議会委員名簿

氏 名	所 属
長谷田 克裕	東神楽町社会福祉協議会 会長
鈴木 憲 和	東神楽町民生委員児童委員協議会 会長
大屋 美奈子	東神楽町知的障害者相談員 (東神楽町手をつなぐ育成会 会長)
赤 松 正 美	東神楽町身体障害者相談員 (東神楽町身体障害者福祉協会 会長)
野々村 雅 人	特定非営利活動法人 ゆい・ゆい 理事長
瀧 野 京 子	特定非営利活動法人 まこと 理事長 (ケンセイシャ レバレッジ 施設長)
田 渕 浩	東神楽町・東川町子ども発達支援センター 所長
片 山 寛 美	特定非営利活動法人ノーマライゼーション サポートセンターこころりんく東川理事長
安 井 博 子	かみかわ相談支援センター ねっと センター長
金 田 佳 代	ぷちとまと 代表
高 橋 勝	合同会社エイト 代表